

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者への支援制度



“おおたけ”PRキャラクター
コイちゃん

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者に対して、事業継続支援金制度や雇用調整助成金の申請などのために社会保険労務士に支払った費用の一定額を助成する支援制度を実施しています。
支援制度の申請受け付けには期限があります。対象となる事業者の方は、お早めの対応をお願いします。

大竹市事業継続支援金
新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した市内の中小事業者に対して、事業継続を応援する支援金を支給しています。

申請期限	令和3年2月1日(月)まで
申請先	大竹商工会議所
問い合わせ	○申請に関すること 大竹商工会議所 ☎52-3105 ○入金に関すること 産業振興課 ☎59-2131

コロナに負けるな！ キャッシュレス推進「大好きおおたけキャンペーン」 参加事業者 募集

問い合わせ 産業振興課 ☎59 2131

新型コロナウイルス感染症対策（新生活様式への対応）として、市内事業者および市民のキャッシュレスの推進を行うとともに、落ち込んだ市内消費を喚起することを目的に、ペイペイ株式会社と協力して実施するキャンペーン事業への参加事業者を募集します。

※ペイペイ株式会社と大竹市は、キャッシュレスの推進を図るため、令和2年9月10日付けで、「キャッシュレス決済推進に関する連携協定」を締結しています。
※市民向けの「キャッシュレス決済講座」は、31ページをご覧ください。

対象

- 市内に事務所・店舗・教室などを有し、次の①から④のいずれにも該当しない業種の事業者
- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行っているもの
- ② 特定の宗教、政治団体などに関わる場合や事業内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③ 役員などが、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するものや暴力団の

構成員であると認められるものまたは暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持や運営に協力し関与するもの
④ 医療機関・介護施設・調剤薬局・金券やチケット販売・保険などのペイペイ株式会社で対象外とされている業種

キャンペーンの内容
令和3年1月1日から1月31日までにペイペイ株式会社のQRコード決済を利用した場合、支払額の20%分を購入者にポイント付与します。
※支払い1回当たりのポイント付与上限は1000円分で、最大で5000円分を付与します。

申し込み

参加を希望する事業者の方は、11月30日(月)までに電話で事業者名・担当者名・電話番号を産業振興課へ。後日、ペイペイ株式会社より連絡があります。
なお、キャンペーン参加希望事業者の説明会を11月17日(火)14時から市役所で開催します。
※既にペイペイ株式会社のQRコード決済を導入している事業者の方は、申し込み不要です。

国の中小企業などへの支援制度

どちらの支援制度も申請期限は、令和3年1月15日(金)までです。
※不明な点がある場合は、各制度のコールセンターにお問い合わせください。

支援制度	概要	対象	申請方法	問い合わせ
持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続が困難となっている事業者に対して給付金(法人:最大200万円、個人:最大100万円)が給付されます。	次の全てを満たす事業者(個人事業主を含む) ①令和元(平成31)年以前から事業を継続していく意思がある。 ②資本金の額または出資の総額が10億円未満(資本金や出資金の定めがない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下である) ③新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが対前年同月比で50%以上減少している。	電子申請です。詳細は「持続化給付金」の事務局ホームページをご覧ください。	持続化給付金事業コールセンター ※受付時間は、土・日曜日、祝日を除く8時30分から19時まで。 ●電話番号 0120-279-262 ●IP電話番号 03-6832-6631
家賃支援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げの急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金(法人影響により事業の継続が困難となっている事業者に対して給付金(法人:最大600万円、個人:最大300万円)が給付されます。	テナント事業者のうち、中堅・中小企業や小規模・個人事業者などであって、令和2年5月から12月までにおいて、①か②のいずれかに該当する事業者 ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少している。 ②連続する3カ月間の売上高が前年同期比で30%以上減少している。	電子申請です。詳細は、中小企業庁ホームページの「家賃支援給付金」ページをご覧ください。	家賃支援給付金コールセンター ※受付時間は、8時30分から19時まで。 ●電話番号 0120-653-930

対象
まだ支援金の交付を受けていない、次の全てに該当する方。
① 市内に本社・本店があるか、または本社・本店は市外であるが店舗(サービス業と小売業に限る)が市内にある。
② 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月から12月までの期間のうち、いずれかの1カ月間の事業収入が前年同月の事業収入と比較して30%(小数点以下切り捨て)以上減少し、かつその減少額が10万円以上である。
※新規開業などで前年同月との比較ができない場合は、減少した月の前の月と比較します。
③ 事業収入を得ている中小事業者であり、大企業者が経営に参画していない。
④ 大竹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等またはこれらの者と密接な関係を有していない。
給付額 1事業者10万円(1回のみ)
※複数店舗を運営している場合も経営者が同じであれば1事業者として取り扱います。
必要書類 次の書類が必要です。なお、大竹商工会議所の会員の方は、⑤と⑥の書類は不要です。

申請方法
令和3年2月1日(月)までに、必要書類を添えて大竹商工会議所に申請してください。
※申請受付時間は、土・日曜日、祝日、年末年始を除く9時から17時までです。申請受付時間内に持参が難しい方は、大竹商工会議所に相談してください。
※支援金の入金は、市が送付する大竹市事業継続支援金交付決定通知書の通知日からおおむね2週間以内で入金します。

① 大竹市事業継続支援金交付申請書(代表者の印を押印)
② 事業収入明細書(代表者の印を押印)
③ 誓約書(代表者が自署)
④ 通帳の写し(表紙をめくったページの写し)
⑤ 営業していることが分かる書類(アまたはイのいずれかを提出)
ア 直近の確定申告書の写し(第一表)
イ 法人設立設置届出書、個人は開業等届出書の写し
※開業後、決算期や申告時期を迎えていない方などで、手元に開業等届出書などの写しがない場合は、大竹商工会議所に相談してください。
⑥ 本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、保険証など…法人は代表者のもの)